



のふくろう通信

発行者：ヒルトップ税理士法人

東京都品川区上大崎 3-1-5 目黒駅東口ビル 10 階

Tel : 03-3441-3041 Fax : 03-5421-7086

<http://www.e-fukuro.jp/>

針 路

戦後最年少の 52 歳で安倍晋三氏が内閣総理大臣に就任しました。先の小泉内閣をはじめとした構造改革の流れは、必要な手直しを加えつつも底流として受け継がれていくのではないかと考えられます。国税庁においては、森内閣が提唱した e - j a p a n 構想に基づき今後 5 年間で電子政府実現に向けて、国税局及び税務署を挙げて本格的に電子申告の推進をすべく積極的な活動を始めています。変わり行く世の流れの中でも、底流として息づいたものは機を捉え浮かび上がってくるものと感じております。

改めて耳にするところの「美しい国」とは何だろうと思案しています。国を構成するものは、領土であり政府であり国民であろうと思えます。日本はかねてより美しい国であったし、これからも美しくあるべきだと考えています。TKC 秋期大学でご講演をいただいた梅谷忠洋先生のおっしゃる「まず一人一人の国民が恥ずかしさを知るとともに自らの義務を果たして行くことが必要」であるとのお話に大変感銘を受けました。つらくとも「美しい生き方」をしていくことが、これからの運命を打開していく道であると思いを新たにいたしました。



ヒルトップ税理士法人では先般ご案内申し上げましたとおり、代表社員所長根本東樹及び代表社員副所長杉山一紀を中心とした体制で、税理士法人の運営を行っているところでございます。創業者井上和子相談役や故山下久康前所長の積み重ねてきた良き伝統をしっかりと受け継いでいくとともに、会社法・税法・会計・電子化をはじめとした皆様方を取り巻く著しい経営環境の変化に対応すべく、社員税理士 6 名をはじめ 15 名の所員一同でより一層努力していくことが使命であると考えております。

またヒルトップ税理士法人では、皆様方のお役に立つべく、かねてより各人の能力向上を課題として取り組んでまいりました。その成果の一つとして、まずこの 10 月には佐藤成雄が税理士登録をいたします。その後に順次、税理士登録をする予定者が 3 名在籍しており、税理士 10 名という一つの目標達成が視野に入っております。今後とも所員一同精進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

代表社員 所長 根本東樹

代表社員 副所長 杉山一紀

ヒルトップ税理士法人

第9回 TKC秋期大学

去る9月6日(水) お台場のホテル日航東京にて、TKC東京中央会主催の第9回秋期大学が開催されました。これは、TKC会員の事務所・職員とその顧問先の経営者などを対象に、外部から講師の先生を招いて講演をしていただくものですが、今回は全体での基調講演の後、特別講演は3つのテーマの講演から各自が1つを選んで受講する形式でした。

まず基調講演は作曲家、フルーティスト、潜在能力研究者と様々な顔を持つ梅谷忠洋先生による「武士道の精神が日本を救う」というテーマでの講演でした。独特の語り口で、「武士道」というものを自らの実体験を交えながら、熱く分かりやすく話して下さいました。

講演の最後には、自らによるフルートの生演奏もあり、大変有意義な講演でありました。



< 特別講演 >

- (1) 日本におけるコーチングの第一人者・伊藤守氏による「コーチングマネジメント」
- (2) 龍源寺及び龍翔院住職の松原哲明和尚による、宮沢賢治作の「雨ニモマケズ」の禅の立場からの解説
- (3) TKC近畿大阪会の藤原均先生による「書面添付付き電子申告」(TKC会員向け)



当日は台風が心配されましたが、当日は雨に降られることも無く、今年もたくさんの人で賑わい大盛況のうちに終わりました。

天高く肥ゆるのは・・・？

年が経過するたびに増加していくもの・・・年齢、経験、皮下脂肪、ふくろう通信の原稿催促・・・。
ヒルトップ税理士法人に勤務していると色々なものが増えていきますが、忘れてはいけなのが「厚生年金の料率」です。昨年に引き続き、0.354%増加の14.642%。
なんと、平成28年までは毎年料率が増えていきます。(平成29年9月以降は18.3%で固定)

天高く肥ゆるのは馬なのか？ 社会保険料なのか？

いずれにしても給料の手取りは痩せていくばかり。食欲の秋とはいかないようで・・・。



起業したいあなたへ送る緊急特集

起業するならDOTCH?

2007年よりいわゆる「団塊世代」の退職が本格化します。アンケートによると、団塊世代500人のうちの78.2%が60歳を過ぎてからも仕事をもち続けることを希望しており、そのうち約15%は起業意欲を持っているそうです。

本年5月より施行の会社法は、団塊世代だけでなく全ての世代の「いつかは起業を…」という思いの実現に一役買っています。起業の際にまずは個人事業で始めるか、最初から会社を設立するかを選択することになりますが、この会社の設立が会社法により容易になりました。

ところが、この会社法に合わせるように、平成18年法人税制改正により、実質的な一人会社（オーナー会社）に対する課税の強化も図られました。

そこで、「起業」という観点から、会社法の功罪を検証してみることにします。



会社法による功績：最低資本金規制の撤廃

会社法では、会社設立時の最低資本金規制（株式会社1,000万円、有限会社300万円）が撤廃されました。これにより多額の資本金を用意する必要がなくなり、起業の際に本当に必要な資本金のみで会社を設立できるようになりました。また、個人事業の方が会社を設立するいわゆる「法人成り」も、この最低資本金規制の撤廃により容易に行えるようになったのです。

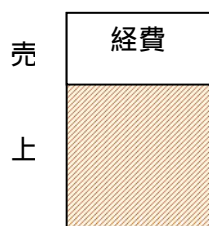
会社法による罪過：実質的な一人会社（オーナー会社）に対する課税の強化

会社の設立が容易になったことから、「税負担を軽減するための会社設立・法人成り」の増加も懸念され、平成18年度税制改正においてその対策が採られました。

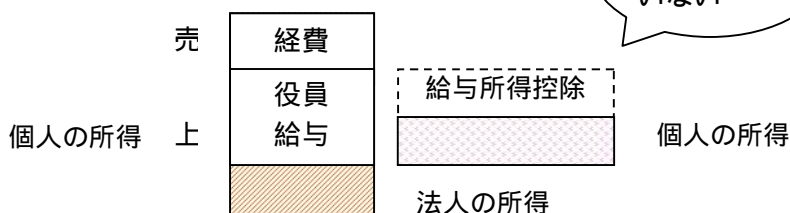
ところで、「法人組織」となることがなぜ税負担の軽減となるのでしょうか？

答えは所得税の課税方法にあります。給与所得には「給与所得控除（給与所得者の必要経費として控除されるもの）」という特典があるのです。

【個人事業の場合】



【法人の場合】



この部分が課税されていない

実態は個人事業とそう変わらないのに、この「給与所得控除」部分が課税されないというメリットを享受しようという「法人成り」に待ったをかけた格好で、次のような制度が導入されました。

給与所得控除相当額の損金不算入制度の導入

これまでは同じ1,000万円の所得でも、個人事業では年間166万円の納税であるのに対し、法人組織では年間115万円の納税であり、約50万円納税額が少なくなっていました。

(単位：万円)

| | 個人事業主 | 法人 | |
|---------------|------------------|----------------|------------------|
| | | 法人の課税 | オーナー社長 |
| 売上 | 5,000 | 5,000 | |
| 経費 | 4,000 | 4,000 | |
| 役員給与 | | 1,000 | 1,000 |
| 給与所得控除 | | | 220 |
| 利益(所得) | 1,000 | 0 | 780 |
| 税負担 | (所得税) 166 | (法人税) 0 | (所得税) 115 |

所得控除は基礎控除のみで計算しています。

「給与所得控除相当額の損金不算入制度」は、この給与所得控除分を法人の所得とみなして課税しようというものです。

平成18年税制改正後の取扱い

(単位：万円)

| | 個人事業主 | 法人 | |
|---------------|------------------|-----------------|------------------|
| | | 法人の課税 | オーナー社長 |
| 売上 | 5,000 | 5,000 | |
| 経費 | 4,000 | 4,000 | |
| 役員給与 | | 1,000 | 1,000 |
| 給与所得控除 | | | 220 |
| 利益(所得) | 1,000 | +220 | 780 |
| 税負担 | (所得税) 166 | (法人税) 48 | (所得税) 115 |

合計 163万円

つまり、若干の差こそあれ、ほぼ個人事業のケースと法人組織としたケースでは納税額が同程度となります。「給与所得控除分の節税メリット」が享受出来なくなる訳です。

なお、この規定は全ての会社に適用される訳ではなく、一定の要件(株主及び役員構成、法人の所得金額等)に合致した会社のみとなります。



起業の際には、こうしたことも踏まえて個人事業とするか、法人を設立するか、総合的に考慮していく必要があります。まずはヒルトップにご相談を！

(たかはし)

消費税10%の世界

消費税率の引き上げ論議が巷で話題になっています。

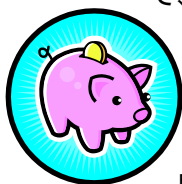
「政府が目指す基礎的財政収支の黒字化、在日米軍の再編、少子化対策、社会保障費の増加等の財源確保のためには、消費税の増税は必要だ！」とか「いやいや消費税率を上げる前に、歳出を削減する努力を徹底し、国有財産の売却を進め、国の成長力を高めて自然増収を図るのが先だ！」などなど意見は様々です。

今回は、仮に消費税率が10%に増税された場合の影響について試算してみました。下の図をご覧ください。



| | 消費税 5% | 消費税 10% | 差額 (= 増税額) |
|--|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 家計 2人以上の世帯(年収 600万円~700万円) の全国平均(財務省 統計局より)の場合 | 年間 200,268 円 (月額 16,689 円) | 年間 400,536 円 (月額 33,378 円) | 年間 200,268 円 (月額 16,689 円) |
| 事業 現在年間納付額 480 万円の事業主の場合 | 年間 480 万円 | 年間 960 万円 | 年間 480 万円 |
| 車 200 万円の車を購入 した場合 | 10 万円 | 20 万円 | 10 万円 |
| マイホーム 1,500 万円の家を購入 した場合 | 75 万円 | 150 万円 | 75 万円 |
| 合計 ~ の全てに該当 する場合の年間合計 | 5,850,268 円 | 11,700,536 円 | 5,850,268 円 |

イギリスの標準税率は17.5%ですが、食品や子供用品等は消費税がかからないようです。日本の場合、食品のみならず全ての商品・サービスに消費税が課税されてしまいますので、そのままヨーロッパ並みに消費税率が引き上げられたら、国民の負担は相当のものになりそうです。



財源確保のために増税か？現在の5%のままで行くのか？政府税制調査会においては、会長をはじめとするメンバーが大幅に入れ替わり、今後の展開が注目されます。
(まるやま)

ペーパーレスの世界へ

・電子帳簿とは・

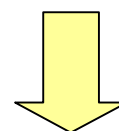
会社の帳簿書類をきちんと保存していますか？ 毎期決算が終了後、総勘定元帳等を作成していますが、どこに保管されているのでしょうか。事務所の他に倉庫等のスペースを確保して保管している会社もあるようです。

帳簿書類の保存義務は税務上7年間とされています。

「書類ばかりで保存場所に困る」「廃棄するにも費用がかかる」「必要なときに見つからない」「書類を探すにも手間がかかる」「書類が古くて見づらい」などなど書類に関する悩みは尽きないようです。

政府は、申告等の電子化とともに、書類の電子化（＝ペーパーレス化）も推進するため、従来の電子帳簿保存に加え、一部の書類を除きスキャナ保存も認めることとしました。

そこで今回は *FX2* を利用している会社ならば、すぐに対応可能な電子帳簿について紹介します。



電子帳簿とは・

電子帳簿とは、税務署や地方自治体に申請し、今まで紙で保存していた総勘定元帳や仕訳帳などのデータをCDに記録し、電子データとして保存する方法です。もちろん、現在導入している会計システムが電子帳簿保存の要件を満たしているか、確認しなければなりません。（*FX2*なら当然大丈夫！）



電子帳簿の申請とは・

申請については、申請書のほかに、作成したデータに係るシステムの概要を説明した書類、電子帳簿の作成を外部へ委託している場合にはこの契約書、日々の事務手続きの概要を示した経理事務規程を作成し添付しなければなりません。申請書類は当事務所の担当者が一緒に作成しますので、ご相談下さい。今まで経理事務規程を作成したことが無いという方でも、これを機に経理事務の流れを再確認してみても如何でしょうか。

最後に・・・申請はお早めに・・・

申請の期限は、その電子帳簿の適用を受ける事業年度開始の3ヶ月前までとなっています。早めに検討しましょう！

（おぬき）

「成年後見」ってなに？

高齢化が進む日本。認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらの事をするのが難しい場合があります。そこで今回は、施行から6年を過ぎたものの、あまり馴染みが無い「成年後見制度」を取り上げます。

成年後見制度ってなに？

成年後見制度とは、本人の判断能力が精神上的障害により不十分な場合（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）に、本人を法律的に保護し、支える為の制度です。（平成11年に成立し、平成12年4月施行です。）

例えば 預金の解約をする。福祉サービス契約の締結をする。遺産の分割協議をする。不動産の売買をする。といった必要があるとしても、本人に判断能力が全くなければ、その様な行為ができません。悪徳商法の被害にあう恐れもあります。不利益な結果にならない為にも、本人を援助する人が必要となります。そこで精神上的障害によって判断能力が十分ではない人の為に、家庭裁判所が援助者を選んで、援助者が本人の為に活動します。

したがって、単なる浪費者や、性格の偏りがあるだけでは、制度を利用できません。また、本人の財産を贈与したり、貸し付けたりすることも原則として認められません。親族が本人の財産内容を知る目的で制度を利用することも不適切です。

成年後見制度は、本人の判断能力により、次の様に区分されます。

| | |
|------------------|-------------|
| 本人の判断能力が全くない場合 | 成年後見 |
| 本人の判断能力が特に不十分な場合 | 保佐 |
| 本人の判断能力が不十分な場合 | 補助 |



成年後見とは

成年後見とは、本人が一人で日常生活をすることが出来ない等、本人の判断能力が全くない場合で、後見開始の審判とともに、本人（「成年被後見人」といいます）を援助する人（「成年後見人」といいます）が選任されます。成年後見人は本人の財産管理をするとともに、幅広い権利（代理権及び取消権）を持ちます。また、本人の為に活動する義務を広く負うこととなります。（通常本人が亡くなる迄続きます。）

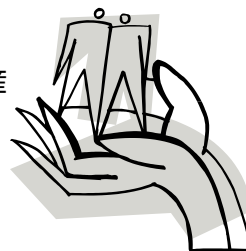
後見が開始すると、本人は選挙権を失い、印鑑登録は抹消されます。医師、税理士等の資格や会社役員の地位も失います。

保佐とは

保佐とは、本人の判断能力が失われていないものの、特に不十分な場合です。保佐開始の審判とともに、本人（「被保佐人」といいます）を援助する人（「保佐人」とい

います)が選任されます。保佐人は本人の利益を害するものでないか注意しながら、本人を援助していきます。また、特定の事項について本人に代わって契約を結ぶ等の行為(代理)をすることが出来ます。

保佐が開始すると、本人は、一定の重要な行為(金銭の貸借、不動産等の売買、自宅の増改築等)を、本人が単独で行うことが出来なくなります。医師、税理士等の資格や会社役員の地位は失います。



補助とは

補助とは、本人の判断能力が不十分な場合です。補助開始の審判とともに、本人(「被補助人」といいます)を援助する人(「補助人」といいます)が選任されます。補助人は、本人が望む一定の事項について、保佐人と同様の活動(同意、取消し、代理)をすることで、本人を援助していきます。

補助開始の場合は、その申立てと一緒に、必ず同意権や代理権を補助人に与える申立てをしなければなりません。その際、本人の同意が必要です。

【後見・保佐・補助の違い】

| | | |
|----|---|-----------|
| 後見 | 後見人は、日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を本人に代わってしたり、取り消したりします。 | 鑑定必要 |
| 保佐 | 保佐人は、重要な法律行為について同意したり取り消したりします。また、本人が同意し、家庭裁判所が認めた特定の法律行為を代理します。 | 鑑定必要 |
| 補助 | 本人の同意がなければ補助を開始できません。本人が同意し、家庭裁判所が認めた重要な法律行為について同意したり取り消したりします。また本人が同意し、家庭裁判所が認めた特定の法律行為を代理します。 | 原則として鑑定不要 |

任意後見制度について

任意後見制度とは、本人が予め任意後見受任者(任意後見人の予定者)と結んだ任意後見契約(公正証書にしておきます)に従い、本人の判断の能力が不十分な状況になったときに、任意後見受任者が任意後見人となり、本人を援助する制度です。

家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。

《ワンポイント》

かつては成年被後見人等になると、本人の戸籍に記載されましたが、**現在では戸籍には一切記載されません。**

その代わりに、東京法務局に後見登記という登録がおこなわれています。必要があれば成年被後見人等や成年後見人等に登録されていること又はされていないことの証明書の発行を受けられます。(有料)

(くみ子)

酒と泪と男と税金!?



季節はもう秋ですが、涼しくなってもやっぱりおいしいビール。特に仕事帰りにビールを一杯、という方も多いのではないのでしょうか？

ビールと言えば、たびたび新聞やテレビで取り上げられるように、税金が話題になりますが、ビールと発泡酒や第三のビールではどのくらい税金が違うのでしょうか？

酒税とは、酒類の消費に着目して負担を求める間接税ですが、その税率は数量による従量課税方式を採用しています。酒税法では、ビールも発泡酒も第三のビールも、いずれも「発泡性酒類」に該当します。

では、なぜビールに比べて発泡酒や第三のビールは安いのでしょうか？実は「発泡性酒類」の中でも、麦芽比率や原料の違いなどによって課せられる税額が変わってくるのです。

以下、350MLあたりの酒税の金額を比較してみましょう。

(単位：円)

| 該当する酒類 | 希望小売価格(参考) | 350MLあたりの税額 |
|-------------------------|------------|-------------|
| ビール | 220 | 77.0 |
| 発泡酒(麦芽比率25%未満) | 135 | 47.0 |
| その他の発泡性酒類(第三のビールはこれに該当) | 125 | 28.0 |

上の表を見れば、ビールの税金の高さが分かるかと思います。

つまり、ビールには一缶あたり発泡酒より30円、第三のビールより50円も多く税金が課せられてしまうのです。当然、売値もその分上げなければなりません。

これがビールと発泡酒、そして最近急速に普及してきた第三のビールの値段の差の原因になっています。

とはいえ、税金などを気にせず、頑張って仕事をしたら冷たいビールを存分に味わいたいものです。

実は私はビールがあまり好きではありません…。

(ながせ)



教えてネモちゃん！ のコーナー



Q．総理大臣になるにはどうしたら良いですか？

A．

前月26日に臨時国会が招集され、安倍晋三氏が第90代の総理大臣に指名されました。

さて、どうしたら総理大臣になれるのか、頭の体操で考えてみました。

総理大臣になるには、憲法66、67条に文民で国会議員でなければならないとあります。参議院から総理が出たことは過去一度もないので、衆議院の方が間違いなく確率が高いこととなります。衆議院で首班指名を受けるためには、必然的に最大党である自由民主党が有利です。結局、自由民主党の総裁になることが総理への近道のようなのです。

自民党総裁になるためには、党3役（幹事長・総務会長・政調会長）あるいは外務・財務・経済産業などの要職を歴任しなければならないというのが通説ですが小泉や海部という例外もあるにはあります。総裁選出馬には、20人以上の自民党現職議員の推薦が必要ですから人望もなければなりません。

与党で要職につくためには、議員としてのそれなりの経験が必要で、5期当選しなければ大臣の椅子は回ってこないといううわさもあるくらいです。かなりのハードルですね。

そもそも国会議員になるには、地盤・看板・鞆が必要だとされています。後援組織、知名度、選挙資金が必要条件であり、従って二世・三世の議員が多くなるのも頷けるところです。



ここで一休み、歴代の総理大臣を調べてみたら、出身地では山口県がダントツで7人、安倍氏で8人目です。伊藤博文、山県有朋、岸信介、佐藤栄作などそうそうたる顔ぶれです。次は東京、岩手で4人ずつ輩出しています。山口県生まれだと確率が高くなります。

いまさら出身地を言われても自分ではどうすることもできませんが・・・。

政治の世界では血筋は、きわめて重要とのこと。ディープリンパクトが競馬の世界でそうであるように永田町も家柄がものいうところですよ。安倍総理の父は安倍晋太郎、母方の祖父は岸信介元総理、佐藤栄作元総理も大叔父にあたります。弟の岸信夫は参議院議員と政治一家です。もちろん財界とも太いパイプがありますから、毛並みはピカイチというわけです。

一通りわかったところで、総理をめざしてなにかから始めましょうか！？

ヒルトップ滞在記

インターンがやって来た★

8月17日から、インターンシップ生として、10日間ヒルトップ税理士法人の業務に参加しました。

実習の内容は、事務所内での伝票入力作業と月次巡回監査を体験することが中心でしたが、事務所では、伝票や既に出来上がった帳票から、月次巡回監査では関与先に伺って見せていただいた帳簿や証憑書類から、製造業、サービス業、新聞販売業、飲食業、建築業、修理業など多種多様な業種の特色を知ることが出来ました。

また、大学や専門学校で学んでいて、意味の分からない処理方法や勘定科目が、実際に使用されているのを目にすると納得することができました。工事完成基準と工事進行基準は、収益認識基準の種類、という事は分かっていましたが、会社はどうやって二つの基準から一つを選んでいるのか分かっていませんでしたし、収入印紙が貼ってある領収書もこの実習ではじめて目にしました。

10日間という短い期間でしたが、今まで勉強してきたものが実際に生かされている現場を見て、税理士業務について学ばせていただき、大変貴重な時間を過ごせたと思います。

(大西佑佳)



インターンシップとは、一般的には学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度を指します。省庁や各経済団体は積極的に推進しており、受入企業も年々増加しているようです。

暮れの元気なご挨拶？ 年末調整がやってくる！

早いもので今年もあと2ヶ月程で終わってしまいます。

ところで、年末行われるイベントとしてパツと頭に浮かぶものはどういったものでしょうか？…そうですね、年末調整ですよね(！?)

年末調整の重要ポイントはただ1つ。

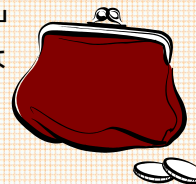
「申告書の記入・資料の回収をいかにスムーズに行うか」です。

従業員の方に用意していただく資料として、

本年中途で入社された従業員で前職がある方から、「前職分の源泉徴収票」
国民年金を支払っている従業員から、「社会保険料の控除証明書」(去年は11月上旬に社会保険庁から各人へ送付されています。)などは回収が遅れやすいので、あらかじめ伝えておきましょう。

月次巡回監査の際に会計事務所の担当者より、「では資料のほうお待ちしております。」という言葉が挨拶に付け加わるのもこの季節ならではの。

挨拶が催促に変わらないうちに回収し、気分良く年末を過ごしてみたいはいかがですか？



目黒のさんままつりって何？

最近の若い人の中には、落語の「目黒のさんま」を知らないという人も多いとか？でも「目黒のさんま祭」は聞いたことがあるのでは？

目黒のさんま祭は年々賑やかになってきているようです。今年も目黒通りは老若男女問わず大勢の人が行列していました。早めに来た人でも焼さんまにありつくまで2、3時間はかかったそうです。



私は9：30頃に着いたのですが、早々に戦意喪失・・・11：00には「富くじ」と称した福引でさえ長蛇の列。無料で落語や演芸を観られるのですが、そこでもディズニーランドのような行列ができていました。



午前うちに、祭りにまともに参加できる余地も無くなり、歩道を歩くのも困難な状況に。しかもこの日は天候に恵まれ過ぎて、ものすごく暑い！（カキ氷を買うのも行列です。）

ああ、いつからこんなに盛大なお祭りになったのでしょうか。数年前まで行列はさんまを配るところだけだったのに・・・。

私が思うに何年か前にテレビのニュースで報道されてから、こんな状況になっていったような気がします。今では前日にご丁寧にも「明日は目黒のさんま祭りです。」などとテレビのニュースで告知までされています。テレビの影響力はスゴイですね。



よく見ると毎年様々な催しがあり、色々な出店も増え、さんま目当てに並ばなくても、十分に楽しめるようになっていきます。



来年になると状況はさらに変化するかも？さて、この先どんなお祭りになってゆくのでしょうか？

皆様もいらっしゃる場合は、なるべくお早めに！

（どうし）

編集後記

台風の季節も過ぎましたかね？今年はヒルトップにも天地がひっくりかえるほどの台風が・・・嵐が残した傷も時が経てば癒えてゆくのでしょうか。

台風一過は快晴ピーカンと相場は決まっています。どんな時も明るく前向きな「ふくろう通信」でありたいと思います。